

令和 6 年度

社会福祉法人指導監査等方針

み や ま 市

1 基本方針

社会福祉事業を行う社会福祉法人等は、主として措置費、自立支援給付及び介護給付等の公的資金により運営される極めて公共性の高い組織であり、適正で円滑な運営が強く求められます。

指導監査では、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日付厚生労働省社会・援護局長等通知（最終改正令和 4 年 3 月 14 日））」に基づき、下記の点にも留意し、実地による確認を行います。

- （１） 平成 29 年 4 月に社会福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、社会福祉法人にはこれまで以上に経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化（いわゆる内部留保の明確化と社会福祉事業等への計画的な再投資）、地域における公益的な取組を実施する責務が求められることとなりました。当該法律は、社会福祉法人の公益性・非営利性を制度的に担保したものであり、本年度の監査では、令和 5 年度の法人運営及び会計を中心に確認するとともに、前回の指導監査で指摘された事項について、改善されているか確認します。
- （２） 適正で円滑な法人運営により、福祉サービスの利用者に対するサービスの質の向上に繋がるよう、指導等が形式的にならないように留意します。
- （３） 改善を要する事案は、原因究明を行うとともに、改善の方策についても具体的な方針を示すよう努めます。また、短期間に解決が困難な事案にあっては、年次改善計画の作成を指導するなど、継続的な指導を行います。

2 指導監査事項

法人の適正な運営を確保しつつ、利用者に対するサービスの一層の充実を図ることを目的として、法人の自主性を尊重しながら指導監査を行います。

（１） 重点事項

ア 役員等の選任

- （ア）理事、評議員、監事（以下、「役員等」という。）の選任が、社会福祉法、同法施行規則及び定款に定められた手続きを経て適正に行われているか、及び選任関係書類に不備がないか確認します。また、役員等について資格要件を満たした者が選任されているかを確認します。

イ 理事会及び評議員会

- （ア）理事会、評議員会が、定款及び法令の定めに従い、適正に行われているか、また議事録等が適切に記録、保存されているか確認します。特に、評議員会の招集に

については、理事会で必要事項の決議が行われているか確認します。

- (イ) 理事会や評議員会が開催すべき期間内に開催されていない場合は、やむを得ない事情によるものであったか、また開催可能になり次第、速やかに開催したかを確認します。
- (ウ) 理事会について決議の省略を行っている場合は、定款に決議の省略についての定めがあるか、理事全員から事前の同意の意思表示および監事が異議を述べていないか、必要な事項を記載した議事録が作成されているか等、適正に実施されているかを確認します。
- (エ) 評議員会については、定款に定めがない場合でも決議の省略が可能です。また、定時評議員会について決議の省略を行う場合については、併せて報告の省略も必要となります。決議の省略、報告の省略を行っている場合は、評議員全員から事前の同意の意思表示があったか、必要な事項を記載した議事録が作成されているか等、適正に実施されているかを確認します。

ウ 会計処理

- (ア) 「社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）」及びその他関係通知等に基づき、会計処理が適正に行われているか確認します。計算書類、財産目録及び附属明細書等が、「社会福祉法人会計基準」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成 28 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局長等通知（令和 3 年 11 月 12 日最終改正）」に基づいた様式で作成されているか確認します。
- (イ) 寄附金収入がある法人については、寄附の受け入れ処理が適正に行われているか確認します。
- (ウ) 社会福祉法人が行う契約については、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成 29 年 3 月 29 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知）」に基づき適正に行われているか確認します。

(2) 一般的事項

ア 監事が行う監査

- (ア) 形式的・表面的なものに陥らないために、監事監査規程などにより、監査の充実に努めているか確認します。
- (イ) 監事監査を実効あるものとするため、監事は、理事会及び評議員会に極力出席し、法人・事業の運営状況、理事の業務執行状況等を把握した上で、的確な監査を行い、結果を理事会及び評議員会に報告しているか確認します。

イ 運営管理体制

- (ア) 法人が所有する資産が、財産目録等に適正に記載されているか確認します。また、

基本財産の変動について、遅滞なく認可申請や届出が行われているか確認します。

- (イ)法人の資産を、株式投資又は株式を含む投資信託等による運用を行う場合は、定款例に基づく定款変更手続を行うとともに、資産の安全・確実な維持のための投資リスク管理等、適切な統制が図られているか確認します。

ウ その他の管理

- (ア)福祉サービスに関する苦情への対応については、次の点を確認します。

- ・ 苦情解決の仕組み及び第三者委員の氏名、連絡先等が周知されているか
- ・ 利用者等からの苦情（要望を含む。）に対して迅速・的確に対応しているか
- ・ 苦情の内容及び解決結果が記録され、定期的に公表されているかなど

- (イ)法人として登記すべき事項が、定められた期間内に適正に登記されているか確認します。また、期間を徒過していた場合は、法人にやむを得ない事情によるものであったかを確認します。

3 その他の事項

今般、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日付厚生労働省社会・援護局長等通知（最終改正令和 4 年 3 月 14 日））」により、指導監査の基準として、「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び「指導監査ガイドライン」が定められました。当該要綱に従い指導監査の結果に基づいて以下のとおり指導を行います。

- ア. 法令又は通知等の違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導します。（文書指摘事項）
- イ. 違反の程度が軽微である場合、もしくは文書による指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導することとします。（口頭指摘事項）
- ウ. 法令又は通知等の違反は認められないが、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行います。（助言）
- エ. イ及びウの指導を行う場合は、指導の内容について法人と認識を共有するため、メモ等を残します。
- オ. 指摘事項及び問題事項が多い法人に対しては、改善計画の提出を求め、その計画に従って改善がなされているか随時確認するなど、重点的かつ継続的に指導を行います。
- カ. 継続的指導によっても是正措置が講じられない場合は、その事案に応じて、社会福祉法等に基づく改善命令、役員の解職勧告、業務停止命令等の処分、法人名等の公表を行うなど、厳正に対処します。